

【早見表】輸出促進法に基づく証明書や施設認定の申請が必要な輸出先国・品目

令和8年7月13日時点

(注意) この表は輸出促進法に基づく証明書や施設認定の申請が必要な国・地域及び品目についてまとめているものです。**各国・品目毎の詳細はリンク先の各取扱要綱をご確認ください。**

同法に基づく輸出証明書の発行や適合施設の認定手続きが定められていない国・地域及び品目（表中の「－」）並びに表に掲載されていない国・地域及び品目における**輸出の可否や、**

その他の証明書の要否は必ず別途輸出先国等にご確認ください。

また、植物検疫及び動物検疫の諸条件については、必ず**植物防疫所**及び**動物検疫所**にご確認ください。残留農薬に関する情報は「**諸外国における残留農薬基準値に関する情報**」をご確認下さい。

	牛肉	豚肉	家きん肉	食肉製品	家きん卵	家きん卵製品	乳製品	青果物	水産食品 (活以外)	活水産動物	飼料 (ペットフード)	酒類	原発関連 (食品全般)	その他
インド	－	－	－	－	－	－	－	－	◎○	－	○	－	－	△食品
インドネシア	◎○	－	－	－	－	－	－	－	◎○	－	－	－	－	◎○飼料用水産物
シンガポール	◎○	◎○	◎○	◎○	－	◎○	△	－	▲△	△※1	－	－	－	
スリランカ	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	
タイ	◎○	◎○	－	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	－	◎農畜水産食品※2
大韓民国	－	－	－	◎○	◎○	◎○	◎○	－	◎△※3	○	－	○	○	
中華人民共和国	－	－	－	－	－	－	○※4	－	◎○※5	◎○	－	○	○	○たばこ ▲農畜水産食品※6
フィリピン	◎○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ベトナム	◎○	◎○	◎○	－	－	－	－	－	◎○	○	－	－	－	
マレーシア	◎○	○	○	○	－	－	◎	－	△	－	－	－	－	
ミャンマー	◎○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
モルディブ	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	
台湾	◎○	－	－	◎○	○	○	△	－	△	○	－	－	－	
香港	◎○	◎○	◎○	－	◎	◎	△	－	△	－	－	－	○	
マカオ	◎○	◎○	◎○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	☆	
オーストラリア	◎○	－	－	－	－	－	－	－	◎△※7	△	◎	△	－	
ニュージーランド	○※8	－	－	－	－	－	－	－	◎※8 ○	－	－	－	－	
アメリカ合衆国	◎○	－	－	－	－	－	－	－	◎※9	－	－	－	－	
カナダ	◎○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	
アルゼンチン	◎○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ウルグアイ	◎○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ブラジル	◎○	－	－	－	－	－	－	－	◎○	－	－	○	－	○清涼飲料水
ペルー	－	－	－	－	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	
メキシコ	○	－	－	－	－	－	－	－	◎○	－	－	－	－	
欧州連合等	◎○	－	◎○	◎○	◎○	◎○	◎○	－	◎○※10	－	◎	－	－	◎○ケーシング ◎○ゼラチン及びコラーゲン ▲○混合食品
ウクライナ	－	－	－	－	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	
ロシア	◎○	－	－	－	－	－	－	－	◎	◎	－	○	○	
アラブ首長国連邦	◎○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
イスラエル	－	－	－	－	－	－	－	－	○※11	－	－	－	－	
オマーン	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○加工食品
カタール	◎○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	○加工食品
クウェート	○※12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
サウジアラビア	◎○	－	－	－	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	
トルコ	－	－	－	－	－	－	－	－	○※11	－	－	－	－	○飼料用水産物※11
バーレーン	◎○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
ヨルダン	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	
ナイジェリア	－	－	－	－	－	－	－	－	◎○	－	－	－	－	
特定国によらない品目別等の手続	鯨鯨、まぐろ類、めろ、第三国由来水産動物等、試験研究用輸出水産動物の各種輸出証明書及び自由販売証明書													

◎ 輸出促進法第17条に基づく施設認定が必要

▲ 一部の品目について輸出促進法第17条に基づく施設認定が必要

☆ その他関連する注意事項あり

○ 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書が必要

△ 一部の品目について輸出促進法第15条に基づく輸出証明書が必要

－ 輸出促進法に基づく施設認定及び衛生証明書は定められていない

※1 生きたかきは衛生証明書及び都道府県による貝類衛生プログラム作成が必要。

※5 さけ類は衛生証明書のほか漁獲証明書も必要

※8 要件として牛肉は米国またはEU向け取扱施設の認定、二枚貝はEU向け取扱施設の認定及び適合区域の指定が必要。

※2 タイ保健省告示第420号に基づくGMP証明書が必要。

※6 中国当局が登録を求める品目の製造等施設で、農林水産省における認定と、

※9 エビ製品はウミガメの保護において問題ないことの証明書が必要

詳しくはhttps://www.maff.go.jp/i/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

中国当局への登録が必要。

※10 二枚貝等や動物用医薬品等残留物質のモニタリング、IUU規制により漁獲証明書が必要等、注意事項あり。

※3 サンマは衛生証明書のほか漁獲証明書も必要

詳しくは<https://www.maff.go.jp/i/shokusan/export/kigyoutouroku2.html>

詳しくはhttps://www.maff.go.jp/i/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyuu_nintei.html

※4 様式協議中につき現在は輸出できない

※7 かきは衛生証明書は不要だが、（都道府県を示す）原産地証明書が必要

※11 要件としてEU向け取扱施設の認定が必要。

※12 要件としてGCC（湾岸協力理事会）加盟国向け取扱施設の認定等が必要。